

公立大学法人会津大学職員の自己啓発等休業に関する規程

(平成20年4月1日規程第3号)

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人会津大学職員就業規則第36条の2の規定に基づき、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 この規程に定めのない事項については、別に定められている福島県の「職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年福島県条例第87号。以下「条例」という。）」その他の関係例規、通知等を準用する。

(自己啓発等休業の承認)

第2条 理事長は、職員（公立大学法人会津大学職員就業規則第2条第1項に規定する職員をいう。）としての在職期間が3年以上である職員が自己啓発等休業を申請した場合において、業務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の業務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績、当該申請に係る大学等課程の履修（条例第4条に規定する大学等教育施設の課程の履修をいう。）又は国際貢献活動（国際協力の促進に資する外国における奉仕活動であって条例第5条に規定する奉仕活動に参加することをいう。）の内容その他の事情を考慮した上で、当該職員が自己啓発等休業をすることを承認することができる。

2 前項の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならない。

(自己啓発等休業の期間)

第3条 自己啓発等休業の期間は、大学等課程の履修のための休業にあつては2年（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合は3年）、国際貢献活動のための休業にあつては3年を超えない範囲内の期間とする。

(自己啓発等休業の期間の延長)

第4条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が前条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、理事長に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。

2 自己啓発等休業の期間の延長は、特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。

3 第2条第1項の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

(自己啓発等休業の効果)

第5条 自己啓発等休業をしている職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

(自己啓発等休業の承認の失効等)

第6条 自己啓発等休業の承認は、当該自己啓発等休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けた場合には、その効力を失う。

2 理事長は、自己啓発等休業をしている職員が当該自己啓発等休業の承認に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめたことその他条例第7条に規定する事由に該当すると認めるときは、当該自己啓発等休業の承認を取り消すものとする。

(報告等)

第7条 自己啓発等休業をしている職員は、理事長から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該自己啓発等休業の承認に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について理事長に報告しなければならない。

一 当該職員が、当該自己啓発等休業の承認に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合

二 当該職員が、当該自己啓発等休業の承認に係る教育施設の課程を休学し、停学の処分を受け、若しくはその授業を頻繁に欠席している場合又は当該自己啓発等休業の承認に係る国際貢献活動の全部若しくは一部を行っていない場合

三 当該自己啓発等休業の承認に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

2 理事長は、自己啓発等休業をしている職員から前項の報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取るにより、十分な意思疎通を図るものとする。

(退職手当の算定の基礎となる勤続期間)

第8条 自己啓発等休業をしている職員の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、福島県の例に準ずる。

(雑則)

第9条 この規程に定めるほか、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条第1項に規定する職員としての在職期間については、福島県職員としての在職期間を法人の職員としての在職期間とみなして取り扱うものとする。